

令和7年度御代田町新社会体育施設建設基本計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

御代田町 B&G 海洋センター及びヘルスパイオニアセンターは開設から 40 年以上が経過し、老朽化が著しく、新社会体育施設の建設を望む声も寄せられていることから、今後どのような新社会体育施設を建設していくか町の方針をまとめ、基本計画を策定する。

新社会体育施設に係る計画、設計にあたっては、地域の特性や計画地とその周辺固有の様々な課題、施設整備に係る町民や関係者などの意見や要望などを十分に理解した上で、事業者と本町がコミュニケーションを図り、計画から設計まで継続的に共同して取り組む必要があるため、設計事業者の企画力、技術力や経験等を活かした公募型プロポーザル方式により最も適した者に業務を委託し、質の高い施設の完成を求めるとともに、適正な事業費で整備することを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1)業務名 | 令和7年度御代田町新社会体育施設建設基本計画策定支援業務 |
| (2)履行期間 | 契約日翌日から令和8年3月24日(火) |
| (3)契約額上限額 | 5,000,000 円(消費税及び地方消費税含む。) |
| (4)事務局 | 御代田町教育委員会社会体育係
〒389-0206 長野県御代田町大字御代田 4107 番地 72
御代田町 B&G 海洋センター
電話 0267-32-6114
FAX 0267-32-6114
電子メール shatai@town.miyota.nagano.jp |

3 選考方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとするものは次に掲げる事項を全て満たすこと。但し、共同企業体として応募する場合は、代表構成団体は次の(1)～(10)の要件を全て満たしており、かつ構成団体のいずれの企業も(1)～(8)の要件を満たしていること。

- (1) 令和6・7年度御代田町入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 御代田町入札参加資格者名簿に登録されている本社または営業所が長野県内に

あること。

(3) 御代田町建設工事等入札参加資格者等に係る指名停止要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(令和3年6月21日3建政技第84号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当しないものであること。

(6) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

ウ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

エ 破産法(昭和16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(7) 御代田町暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条第1校に規定する暴力団関係者でないこと。

(8) 国税、地方税いずれも滞納している者でないこと。

(9) 建築士法(昭和25年法律202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けており、管理技術者に一級建築士の資格者を配置できること。

(10) 公共性を有する建築物(建築基準法別表第1(三)項の用途に供する建築物)で延べ面積(建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあってはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。)が1,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績(基本設計及び実施設計を元受けとして行ったものであって、2005年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの)があるもの。

5 公告

(1) 公告開始日

令和7年6月20日(金)

(2) 公告方法

町ホームページへの掲載 【URL】 <https://www.town.miyota.nagano.jp>

6 スケジュール

内 容	期 間
(1) 公告開始日	令和7年6月 20 日(金)
(2) 質問書の受付期間	令和7年6月 20 日(金) から 令和7年7月 4日(金) まで
(3) 質問に対する回答期限	令和7年7月 10日(木)
(4) 参加表明書の提出期限	令和7年7月 17日(木)
(5) 企画提案書等の受付期限	令和7年7月 31日(木)
(6) プレゼンテーション審査	令和7年8月 6日(水)
(7) 結果通知	令和7年8月中旬
(8) 契約締結	令和7年8月下旬

※現地見学は適宜受け付ける。

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和7年6月 20 日(金)から令和7年7月4日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(様式5)に質問内容を記載し、「2業務の概要(4)事務局」宛に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「社会体育施設建設基本計画策定支援業務公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、本文中に担当者名及び連絡先等を明記すること。

※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を随時、町ホームページに掲載する。最終回答は令和7年7月 10 日(木)とする。

8 参加表明書の提出

(1) 申込期間

令和7年7月 17 日(木)午後5時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 企業の業務実績報告書(様式2)

① 記載上の留意事項

1) 主な業務経歴は、4参加資格(10)を4件以内かつ、企画提案書を提出す

る日の前日から過去 10 年以内に完了した業務のうち、基本計画策定支援業務等の同種又は類似業務の実績を4件以内で記入すること。

2) 記載した業務を確認できる契約書等の写しを添付すること。

ウ 会社概要書(様式3)

エ 一級建築士事務所登録を証する資料の写し

オ 配置予定技術者届出書(様式4)

① 記載上の留意事項

1) 予定技術者の資格が確認できる書類の写しを添付すること。

カ 事業所所在地の納税証明書(法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税)。なお、未納がないことの証明でも可 各1部

※ 納税証明書については、3か月以内に発行のもので、原本、写しどちらでも可

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送で提出される場合、封筒等の表面に「御代田町新社会体育施設建設基本計画策定支援業務公募型プロポーザル参加表明書在中」と記載し、「一般書留」「簡易書留」のいずれかにより郵送すること。また、受付期間内に電話により書類が到着しているかの確認すること。

(4) 提出先

「2業務の概要(4) 事務局」に提出すること。

(5) その他

参加資格審査のほか、参加応募者が6者以上の場合、以下の観点で審査を行い5 者程度に選考する場合がある。

ア 会社概要

イ 業務実績

ウ 一級建築士雇用数

令和 7 年 7 月 23 日(水)までに参加申込提出会社へ参加資格審査結果を電子メールにて通知する。なお、選考結果についての異議申し立ては認めない。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有する者は、次の書類を提出すること。また、提出書類については、別途 CD-R 又は DVD-R の電子媒体で1部提出すること(電子媒体で提出するデータは、PDF 形式で読み込みが可能なものを作成し、ウィルス検査を実施したものとする。)。

(ア) 企画提案書

企画提案書は別紙特記仕様書を踏まえ下表にある提案テーマ毎に沿って

A4判片面4枚以内又はA3判片面2枚以内(書式は自由。表紙は枚数に含めない)にまとめること。カラー、白黒印刷についての指定はない。表紙は任意様式とする。

部数については、正本1部、副本10部を提出すること。副本には会社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。

テーマ1	業務実施体制、業務実施方針について
テーマ2	業務実施手順、業務スケジュール、進捗管理方法について
テーマ3	施設利用者や町民の意見収集の手法について
テーマ4	新社会体育施設の運営コスト予測や社会環境及び町財政状況の分析方法について
テーマ5	補助金や、PPP/PFI 導入可能性の調査検討方法について

(イ) 見積書(様式任意)

見積書には消費税及び地方消費税を含めないこと。正本1部を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年7月 31 日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

持参もしくは郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は令和7年7月 31 日(木)午後5時必着とする。

(4) 提出先

「2業務の概要(4)事務局」に提出すること

10 プレゼンテーション審査

(1) 実施日 令和7年8月6日(水)を予定(詳細は別途通知する)

(2) 場所 御代田町役場 大会議室

(3) 持ち時間 30 分以内(プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内)

(4) 内容 企画提案書の説明

(5) その他

ア プレゼンテーションにプロジェクター等を利用する場合の機材について、当町で用意するのは、プロジェクター及びスクリーン 1 基とする。パソコン、ケーブル類、その他の必要な機器は各参加者で準備すること。

イ 提出締切日以降の資料等の追加、配布は受け付けない。

ウ プレゼンテーションを行う者は、本業務に直接携わる予定の責任者とし、当該者を含め出席者は3名以内とする。

エ 詳細な日程等については、別途連絡する。また、当日、指定された場所、時間に来ない者は失格とする。

11 審査

(1) 審査方法

審査は審査員が実施し、下表アの評価基準及びイ採点基準に基づき評価、採点し、最高点及び最低点で採点した審査員を1者ずつ除いた審査員の合計点で最も高かった事業者を業務委託候補者とし、次の順位の事業者を次点業務委託候補者とする。最高得点が同点の場合は、審査員の協議により決定する。

(2) 企画提案書を特定するための評価基準

ア 企画提案書は、次の基準に基づいて特定される。

評価項目	評価事項	評価基準	配点
業務実績	事業者の業務実績等	設計の業務のほか、基本計画の策定など同種・類似業務実績を有しているか。	10
テーマ1	業務実施体制	本業務に必要な資格所有者がおり、充実した組織体制か。	10
	業務実施方針	本業務の背景・目的を十分理解しているか。 業務の目的に合う具体的な実施方針が示されているか。	10
テーマ2	業務実施手順、業務スケジュール、業務進捗管理方法について	期間内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施手順、スケジュールになっているか。また、的確な進捗管理がなされる方法の提案であるか。	10
テーマ3	施設利用者や町民の意見収集の手法について		10
テーマ4	新社会体育施設の運営コスト予測や、社会環境及び町財政状況等の分析方法について	・業務の趣旨・目的に合う具体的な提案であるか ・本町の特性を十分に理解し、課題解決に合う提案であるか ・多面的な発想・視点を持った提案であるか	10
テーマ5	補助金や、PPP/PFI導入可能性の調査検討方法について	・効率的・効果的で実現可能性ある提案であるか。	10
総合評価	全体提案・その他	・総合的な視点における優れた提案がなされており、意気込みが感じられるプレゼンか。	10
評点の合計結果		／80点	

イ 採点基準

A	B	C	D	E
優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点×1.0	配点×0.75	配点×0.5	配点×0.25	配点×0

(3) 企画提案者が1者又はない場合の取り扱い

企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務が適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。なお、業務が適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(4) 業務委託候補者の選定結果の通知及び公表

ア 全ての企画提案者に対し審査結果を令和7年8月下旬に文書にて通知するほか、町のホームページにも掲載する。

イ 審査、選定、選定結果に対する質問及び異議申し立てには応じないものとする。

12 契約の締結

業務委託候補者として選定した者と町が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で、町はあらためて見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、業務委託候補者との契約が不調となった場合は、次点業務委託候補者に対し同様の交渉を行うものとする。

13 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。ただし、御代田町がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 見積書の金額が、提案上限額を超えている場合
- (6) その他、著しく信義に反する行為があった場合

14 辞退

参加申し込み後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式任意）を提出すること。町が参加辞退届を受理した時点で、参加資格を失うものとする。

参加辞退届の提出にあたっては、事前に「2業務の概要(4)事務局」に電話にて連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

15 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるとき

は、中止または取り消す場合がある。

16 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、審査結果にかかわらず返却しない。
- (3) 提出書類等は、公開しない。ただし、本プロポーザル審査に係る情報公開請求があった場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができる。この場合、当該法人または本業務を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、除くものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、審査目的以外には応募事業者に無断で使用しない。
- (5) 業務委託候補者の審査・選定を行うのに必要な範囲において、提出書類を複製して使用することがある。
- (6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 提出書類の中で、第3者の著作物を使用する場合は、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)に認められたものを除き、当該第3者の承諾を得ておくこと。
- (8) 提案は選考を行うための資料とするものであり、基本計画策定に際して町が提案された内容に拘束されるものではない。
- (9) 本業務を受託した事業者は、事業の取組状況や業務完了時の確認などの審査、内容確認を受けることで、基本設計・実施設計業務を受託する相手方と判断できることとする。なお、審査等の結果、基本計画策定支援業務を受託した事業者を基本設計・実施設計業務を受託する相手方と判断しない場合もある。